

## 学校法人田園学園 園児納付金の減免規定

第1条 この規定は、学校法人田園学園宮崎台幼稚園園則第18条第19条、並びに川崎たまがわ幼稚園園則第17条第18条、並びに荏田南幼稚園園則第18条第19条に規定する、保育料及び入園料等の減免に当たっての運用について、必要な事項を定める。

第2条 保育料及び入園料等の減免を受けようとする幼児の保護者（以下「申請者」という。）は、園児納付金の減免申請書（様式第1号）により各園の園長に申請しなければならない。ただし、第4条第3号の場合は、申請書の様式を別途定めることが出来ることとする。

第3条 各園の園長は、申請のあった時は、速やかに減免の可否を決定し、当該申請者に園児納付金の減免決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、第4条第3号の場合は、決定通知書の様式を別途定めることが出来ることとする。

第4条 減免の額の決定は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 同一年度に同一幼稚園へ2人以上が在籍する場合、弟妹の入園料の2分の1に相当する額を減免する。ただし、5歳児の兄姉と同時入園の場合は除く。
- (2) 病気や怪我等により、長期にわたり入院等による治療が必要なため、1カ月を超えて休園をする場合、1月毎に保育料・冷暖房費を免除する。ただし、医師による診断書の添付を要する。
- (3) 災害等に被災した場合で、園長が認めた場合。ただし、園長が必要とする書類の添付を要する。

附則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

(様式第1号)

# 園児納付金の減免申請書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

学校法人田園学園\_\_\_\_\_幼稚園園長 殿

申請者（保護者）

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_印

園児納付金の減免を受けたいので、下記の通り申請します。

## 記

1. きょうだいの下の子が入園する場合（ただし、上の子が現在年中・年少組在園中のみ）

入園したい子の氏名 及び生年月日

氏名\_\_\_\_\_ 生年月日 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生

在園中のお子様のクラス・名前\_\_\_\_\_（年少・年中）

年少・年中 の入園に係る入園金半額を願います。

2. 長期にわたる入院の場合

園児氏名（クラス名）及び生年月日

氏名\_\_\_\_\_組 生年月日 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生

かかりつけ病院名・入院する病院

病院名\_\_\_\_\_

保育料減免を願います。（医師による診断書の添付が必要です。）

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月分～令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月分

（医師による診断書の添付が必要です。）

以上